重要事項説明書（特別高圧・高圧）【九州電力管内・取次】

特別高圧および高圧で受電するお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。 詳細につきましては、当社電気需給約款（特別高圧・高圧）【九州電力管内・取次】をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 申込み方法

当社電気需給約款（特別高圧・高圧）【九州電力管内・取次】の供給条件を承諾の上、当社所定の様式によりお申込みいただきます。

2. 電気需給契約の成立および契約期間

（1） 契約期間は、電気需給契約（以下、「需給契約」といいます。）が成立した日から供給開始日の1年後の日までとします。

3. 契約電力

（1） 特別高圧電力は、お客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。

（2） 高圧電力は、契約電力500キロワット以上はお客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。契約電力500キロワット未満はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。

4. 供給電圧および周波数

（1） 特別高圧電力は、原則として供給電圧20,000ボルト以上、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。

（2） 高圧電力は、原則として供給電圧6,000ボルト、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。

5. 電気料金および計量・料金算定について

（1） 料金は、基本料金（力率調整あり）に、その１月の使用電力量によって算定した従量料金（燃料費調整相当額を加えたもの）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に、付帯契約料金（自家発補給電力料金、予備電力料金）を加えたものとします。

（2） 基本料金単価、従量料金単価および付帯契約料金単価は、「電気料金削減のご提案」に記載するものとします。

（3） 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置した記録型電力量計により、一般送配電事業者が計量します。

（4） 料金の算定期間は、原則として、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。

6. 契約超過金

契約電力が500キロワット以上のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、超過した電力について、基本料金の1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払期限内に支払っていただくものとします。

7. お支払い方法

（1）お客さまの料金は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。支払方法および支払期日は、原則以下のとおりといたします。なお、支払方法設定までは銀行振込とし振込手数料は振込者の負担とします。

イ　口座振替払い

毎月27日を支払期日といたします。ただし、27日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。
※口座設定は振替用紙のご返送から 約2か月 お時間を頂戴しております。

ロ　クレジットカード払い

請求書発行日から、3暦日後を支払期日とし、お客さまが指定されたクレジットカード会社から支払いがなされます。

（2）工事費負担金については、そのつど、当社が指定した方法によりお支払いいただくものとします。

（3）料金のお支払いがなされなかった場合は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて遅延利息（年率10.0パーセント）を申し受けます。

8. 違約金

（1）9（契約の変更・解約）（2）または10（解約等）に基づき、供給開始日から1年以内に、需給契約が解約された場合、その他理由の如何を問わず、契約期間の途中で需給契約が終了した場合、供給開始日から廃止または解約された日の前日までの期間を対象として臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額を、解約違約金として、別途当社に支払っていただきます。なお、臨時電力料金単価は九州電力株式会社が定める標準料金から燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の20パーセントを割増ししたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、需給契約が終了した場合は、この限りではありません。なお、10（解約等）（1）ニに基づき、当社が需給契約を解約したときは、上記の解約違約金に加え、お客さまが支払を免れた電気料金の3倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。（供給開始日から1年が経過した後は、支払を免れた電気料金の3倍に相当する金額のみを違約金としてお支払いいただきます。）

（2）現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約違約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契

約中の小売電気事業者にお問合せください。

9. 契約の変更・解約

（1）需給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できないものとします。

（2）契約の変更・解約に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

10. 解約等

（1）お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。

イ　お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実に反する申出を行った場合。

ロ　他人になりすまして各種サービスを利用した場合。

ハ　他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合。

ニ　電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合。

ホ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合。

ヘ　当社電気需給約款（特別高圧・高圧）【九州電力管内・取次】の32（需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。

ト　当社電気需給約款（特別高圧・高圧）【九州電力管内・取次】33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合。

チ　当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合。

（2）お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合。

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合。

ハ　当社電気需給約款（特別高圧・高圧）【九州電力管内・取次】によって支払いを要することとなった料金

以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他当社電気需給約款（特別高圧・高圧）【九州電力管内・取次】から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合。

ニ　その他お客さまが当社電気需給約款（特別高圧・高圧）【九州電力管内・取次】その他の需給契約に基づくお客さまの義務に違反した場合。

ホ　当社電気需給約款（特別高圧・高圧）【九州電力管内・取次】55（反社会的勢力の排除）（1）の規定に違反していることが判明した場合、または、その疑いがあると認められる場合。

（3）お客さまが、当社電気需給約款（特別高圧・高圧）【九州電力管内・取次】の40（需給契約の廃止）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が電気の供給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

（4）当社が、上記（1）もしくは（2）、または、11（期限の利益の喪失）に基づき需給契約を解約する場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にてお知らせいたします。 当該書面の発行については手数料 330 円（1 通当たり）をお支払いいただきます。なお、当社が上記（2）ホに基づき需給契約を解約する場合は、当社は、本項に定める通知を省略し、即時に需給契約を解約することができます。

11. 期限の利益の喪失

お客さまに、次の各号の事由が生じた場合、当社はお客さまに対し何ら催告を要することなく、需給契約を解約できるものとし、お客さまは当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちにその一切の債務の弁済するものとします。なお、当社は解約日を10（解約等）（4）の規定に従い、予めお客さまに通知いたします。

イ　支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、事業再生ADR手続開始、会社更生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立て、もしくは特別清算開始の申立があったとき。

ロ　後見開始決定を受けたとき。

ハ　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

ニ　公租公課の滞納処分、仮差押え、保全差押、もしくは差押命令、通知が発送されたとき。

ホ　住所変更の届出を怠る等お客さまに帰責事由がある場合において、お客さまの所在が不明となったとき。

ヘ　10（解約等）に定める解約事由が発生したとき。

ト　前各号の他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

12. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

（1）当社または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合。

ロ　一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合。

ハ　一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。

ニ　非常変災の場合。

ホ　その他保安上必要がある場合。

（2）上記(1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

（3）上記(1)の場合には、当社は、料金の減額等は行いません。

13.需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

（1）需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査。

（2）お客さまの電気工作物の検査等の業務。

（3）不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器その他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認。

（4）計量器の検針または計量値の確認。

（5）需給契約の消滅により必要となる処置。

（6）その他需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務。

14. その他

本重要事項説明書に記載のない事項については、「電気料金削減のご提案」および当社電気需給約款(特別高

圧・高圧）【九州電力管内・取次】によるものとします。

■ 小売電気事業者

九州電力株式会社（小売事業者登録番号：A0275）

住所・連絡先　別紙の九州電力株式会社問い合わせ先一覧をご確認ください。

■ 取次店

HTBエナジー株式会社

福岡県福岡市中央区天神3-9-25

HTBエナジーワンダーサポート　TEL：050-3852-1193（平日10：00～18：00）

（別　紙）

九州電力株式会社　問い合わせ先一覧

○ 営業時間　月曜日～金曜日（休日を除く）の９時～17時

地区	営業所名	郵便番号	住所	電話番号
福岡県（北九州地区）	小倉営業所	802-8524	福岡県北九州市小倉北区米町二丁目３番１号	0120-639-451
	八幡営業所	805-0061	福岡県北九州市八幡東区西本町一丁目19番１号	0120-639-452
	行橋営業所	824-0061	福岡県行橋市大字草野420番地１	0120-639-453
	飯塚営業所	820-8512	福岡県飯塚市新飯塚23番32号	0120-639-454
	田川営業所	826-8529	福岡県田川市大字奈良1639番地５	0120-639-455
福岡県（福岡地区）	福間営業所	811-3217	福岡県福津市中央六丁目14番１号	0120-639-456
	福岡東営業所	813-8513	福岡県福岡市東区名島二丁目19番12号	0120-639-457
	福岡営業所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号	0120-639-458
	福岡西営業所	819-8504	福岡県福岡市西区姪浜駅南一丁目９番20号	0120-639-459
	福岡南営業所	818-0071	福岡県筑紫野市二日市西一丁目６番５号	0120-639-460
	甘木営業所	838-0068	福岡県朝倉市甘木1979番地１	0120-639-461
	久留米営業所	830-0046	福岡県久留米市原古賀町30番地６	0120-639-462
	八女営業所	834-0031	福岡県八女市本町字矢原町東裏467番地	0120-639-463
	大牟田営業所	836-0843	福岡県大牟田市不知火町二丁目９番20号	0120-639-464
佐賀県	唐津営業所	847-0816	佐賀県唐津市新興町18番地	0120-639-465
	鳥栖営業所	841-0036	佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目29番１	0120-639-466
	佐賀営業所	840-0804	佐賀県佐賀市神野東二丁目３番６号	0120-639-467
	武雄営業所	843-8555	佐賀県武雄市武雄町大字昭和776番地	0120-639-468
長崎県	平戸営業所	859-5121	長崎県平戸市岩の上町1502番２	0120-761-370
	佐世保営業所	857-8558	長崎県佐世保市福石町４番12号	0120-761-371
	大村営業所	856-0826	長崎県大村市東三城町13番地	0120-761-372
	島原営業所	855-0036	長崎県島原市城内一丁目1207番１	0120-761-373
	長崎営業所	852-8510	長崎県長崎市城山町３番19号	0120-761-374
	五島営業所	853-0016	長崎県五島市紺屋町５番11号	0120-761-375
大分県	中津営業所	871-8502	大分県中津市中央町一丁目２番５号	0120-761-376
	日田営業所	877-0071	大分県日田市玉川町586番地１	0120-761-377
	別府営業所	874-0924	大分県別府市餅ヶ浜町４番33号	0120-761-378
	大分営業所	870-0026	大分県大分市金池町二丁目３番４号	0120-761-379
	三重営業所	879-7131	大分県豊後大野市三重町市場沖ノ田437番地	0120-761-380
	佐伯営業所	876-0803	大分県佐伯市駅前二丁目６番53号	0120-761-381
熊本県	玉名営業所	865-0015	熊本県玉名市大字亀甲字前田90番地１	0120-761-382
	大津営業所	869-1233	熊本県菊池郡大津町大字大津1147番地	0120-761-383
	熊本西営業所	860-0079	熊本県熊本市西区上熊本二丁目12番10号	0120-761-384
	熊本東営業所	862-0951	熊本県熊本市中央区上水前寺一丁目６番36号	0120-761-385
	宇城営業所	869-0502	熊本県宇城市松橋町松橋1325番地	0120-761-386
	八代営業所	866-0864	熊本県八代市塩屋町４番38号	0120-761-387
	天草営業所	863-8555	熊本県天草市丸尾町16番40号	0120-761-388
	人吉営業所	868-0035	熊本県人吉市五日町35番地	0120-761-389
宮崎県	延岡営業所	882-0813	宮崎県延岡市東本小路96番地２	0120-879-556
	日向営業所	883-8588	宮崎県日向市北町一丁目112番地	0120-879-557
	高鍋営業所	884-0002	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋字大将軍下3492番地４	0120-879-558
	宮崎営業所	880-8544	宮崎県宮崎市橘通西四丁目２番23号	0120-879-559
	都城営業所	885-8585	宮崎県都城市姫城町33街区５号	0120-879-560
	日南営業所	887-0021	宮崎県日南市中央通一丁目８番地８	0120-879-561
鹿児島県	出水営業所	899-0202	鹿児島県出水市昭和町25番１号	0120-879-562
	川内営業所	895-8686	鹿児島県薩摩川内市西向田町６番26号	0120-879-563
	霧島営業所	899-4341	鹿児島県霧島市国分野口東１番50号	0120-879-564
	鹿児島営業所	890-8558	鹿児島県鹿児島市与次郎二丁目６番16号	0120-879-565
	加世田営業所	897-0008	鹿児島県南さつま市加世田地頭所町１番地５	0120-879-566
	鹿屋営業所	893-0013	鹿児島県鹿屋市札元二丁目3792番５	0120-879-567